

國學院大學學術情報リポジトリ

子どもの権利条約からみる少年院法の改正について

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高内, 寿夫 メールアドレス: 所属: |
| URL | https://doi.org/10.57529/00001129 |

〈研究ノート〉

子どもの権利条約からみる少年院法の改正について

高内 寿夫

1. はじめに
2. 子どもの権利を少年院法に具体化する際の留意点
3. 新設されるべき人権規定の骨子案
4. まとめに代えて

1. はじめに

本稿は、先に國學院法学に掲載した「子どもの権利条約からみる少年院在院少年の人権」(第48巻3号所収)で示した少年院在院者の人権に関する考え方について、2010年12月7日に「少年矯正を考える有識者会議」の提言が公表されたことを受け、少年院法の改正を念頭に置いて、少年院法の中のような形で具体化しうるかを検討するものである。本稿では改正試案を提示しているが、これは、少年法研究会(澤登俊雄本学名誉教授、横山實本学教授主宰)において報告の機会をいただき、会員の方々から様々な意見を聞いた上で、その意見も踏まえてまとめたものである。それゆえ、本稿は、少年法研究会における議論の成果という意味合いもある。ただし、研究会で頂戴した質問、意見について、研究会として見解の一致をみたわけではないので、本稿における見解はすべて筆者の責任による。

2009年4月に発覚した広島少年院における一連の不適正処遇事案を受け、

同年12月に、法務省内に、11人の委員からなる「少年矯正を考える有識者会議」が設置された。有識者会議は、15回にわたる議論の後、2010年12月7日に、「少年矯正を考える有識者会議提言」(以下、「提言」という)を公表した。⁽¹⁾

「提言」では、少年矯正の基本的理念について、「少年の最善の利益のために、個々の少年の人格の尊厳を尊重しつつ、再非行の防止を図るとともに、社会の健全な一員として円滑な社会生活を送ることができるよう成長発達を支援することである。」と指摘されている(11頁)。これは、子どもの権利条約などの国際準則を踏まえて、少年院の処遇のあり方を適切に表明したものであり、少年院法の改正の方向性としても、基本に据えられるべきものと思われる。

そして、「提言」では、少年矯正の今後進むべき基本的方向として、5つの柱が提示された。すなわち、①少年の人格の尊厳を守る適正な処遇の展開、②少年の再非行を防止し、健全な成長発達を支えるための有効な処遇の展開、③高度・多彩な職務能力を備えた意欲ある人材の確保・育成、④適正かつ有効な処遇を支えるための物的基盤整備の促進、⑤適正かつ有効な処遇を支えるための法的基盤整備の促進である。

このうち、とくに、5つ目の柱は、少年院法の速やかな全面改正を主要内容とするものである。「提言」では、①在院(所)者の権利義務関係、職員の権限の明確化、②在院(所)者の不服申立制度等の整備、③第三者機関による視察等を可能とする制度の導入、④矯正教育を実施していく上で基本となる事項を法定すること、⑤「少年鑑別所法」の少年院法からの分離などが提案されている。「提言」が指摘している諸点は、いずれも、少年院法の改正について適切な方向性を示すものといえよう。

ところで、「提言」でも指摘されているとおり、今回の少年院法改正のきっかけのひとつが、広島少年院の事件であることに鑑みると、少年院法の改正にあたっては、とくに、在院者の人権への配慮が重視されなければならない。この際、子どもの権利条約(1989年採択)や自由を奪われた少年の保護

に関する国際準則 (1990年採択) をはじめとする国際準則を参考とすべきである。⁽²⁾

本稿では、「少年矯正を考える有識者会議提言」を検討の素材としながら、子どもの権利条約の少年院法への具体化という視点から、少年院法の改正の方向性を考えてみたいと思う。なお、少年院法の改正にあたっては、在院者の人権の側面のほかに、処遇法的側面、管理法的側面などからの考察が必要である。本稿は少年院法の改正課題のすべてを検討するものではない。

2. 子どもの権利を少年院法に具体化する際の留意点

(1) 子どもの権利条約でとくに少年院法に具体化すべき権利規定

少年院法を改正するにあたり、子どもの権利条約の精神は、少年院法の中に反映されるべきである。少年院在院者に関係すると思われる権利の一覧表については、すでに先の論文において列記したところであるので、ここでは、とくに少年院法に反映されるべき子どもの権利条約の重要規定を指摘するにとどめる。

まず、第3条の子どもの最善の利益の規定は、子どもの権利条約の総則規定であり、少年院処遇の総則において、本条の精神が何らかの形で具体化されることが望ましいものと思われる。本条1項は、「子どもにかかわるすべての活動において……子どもの最善の利益が第一次的に考慮される。」と規定する。

なお、本条が、子どもの権利を保障する形態の規定ではなく、子どもに関わる者たちに対する指導原理、指針として規定されている点に留意する必要がある。元来、子どもの最善の利益は、1959年に国連総会で採択された子どもの権利宣言に由来する。宣言では2つの部分で最善の利益が述べられている。まず、原則2では、子どもは身体的、知的、道徳的、精神のおよび社会的に発達することができるための機会および便宜を法律などによって与えら

れなければならないとされ、この目的のために法律を制定するにあたっては、子どもの最善の利益が最優先で考慮されなければならないとしている。また、原則7は、子どもの教育を受ける権利を規定するものであるが、ここでは、「子どもの最善の利益は、子どもの教育および指導に責任を負う者の指導原理でなければならない。」と指摘されている。子どもの最善の利益は、法律制定の基本原則であると同時に、広義の処遇に関わる者たちすべての指導原理でもあるのである。

第6条は、子どもの生存および発達を可能なかぎり最大限に確保すると規定しており(2項)、生存・発達の確保の権利の規定として、他の条項を解釈するあたり常に参照されなければならない一般規定と解⁽³⁾されている。

第12条の意見表明権は、子どもの権利条約を最も特徴付ける条項であり、子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に自己の見解を表明する権利を保障するものである。意見表明権は、司法判断・行政判断を行う場合において、子どもの最善の利益を考慮するためには、子どもの意思の確認およびその尊重は欠かせないとする考え方に基づいている。少年院においては、処遇計画を策定する際にも、個々の処遇場面においても、その精神が反映されるべきである。なお、現状においても、いくつかの少年院では、処遇計画の策定にあたって在院者が同席し意見を述べる措置が講じられるなど、すでに実践例が認められる。

適切な情報へのアクセスに関する第17条も、子どもの権利としての特徴を有する規定である。自由を奪われた子どもに限られた規定ではないが、表現・情報の自由(第13条)、良心の自由(第14条)、プライバシーの保護(第16条)とは別立てで規定されている。第17条が、「とくに自己の社会的、精神的および道徳的福祉ならびに心身の健康の促進を目的とした情報および資料へアクセスすることを確保する」と規定するとおり、時事情報へのアクセスは、成人と同様の表現の自由やプライバシーの権利などの自由権的基本権とは異なり、子どもの成長発達の観点からの権利である。少年保護規則において、少年に対する時事情報へのアクセス権は、「広範なコミュニティとの

接触」の項目において規定されており（第62条）、この権利が、施設内における人道的処遇および少年の社会復帰の観点から捉えられていることが分かる。

死刑・拷問等の禁止、自由を奪われた子どもの適正な取扱いに関する第37条は、施設に収容された子どもの諸権利を列記するものである。本条では、非人道的または品位を傷つける取扱いを受けない権利（同条(a)、自由剥奪における適正手続の保障（同条(b)、自由剥奪の最終手段性・最短性（同条(b)、人道的取扱いを受ける権利（同条(c)、成人から分離される権利（同条(c)、家族と接触を保つ権利（同条(c)、法的援助に迅速にアクセスする権利（同条(d)、自由剥奪の合法性を争い、迅速な決定を受ける権利（同条(d)）が明示されている。

最後に、第40条の少年司法に関する条項は、非行少年の取扱いに関する総則規定であるが、とりわけ第1項では、「尊厳および価値についての意識を促進するのにふさわしい方法で取扱われる権利」を認めており、少年院在院者に対する取扱いにおいても参照されるべき規定である。

(2) 子どもの権利条約における「権利」の規定の仕方

次に、在院者の権利をどのような形で法律として具体化するかを検討するために、子どもの権利条約における権利の規定の仕方を整理しておきたい。子どもの権利条約の規定は一定の定型性があるわけではないので、様々な形で規定されているが、おおよそ、以下の10のグループに分けられるように思われる。

- ① 「子どもは……権利を有する (The child shall have the right to ……)。」(第13条 [表現の自由]、第10条2項 [親と接触を保つ権利]、第13条1項 [表現・情報の自由]、第16条2項 [プライバシーの保護など]、第20条1項 [家庭環境を奪われた子どもの保護] など)。
- ② 「子どもは……機会を与えられる (The child shall be provided the

- 48 (143) 子どもの権利条約からみる少年院法の改正について (高内寿夫)
- opportunity to……)。(第12条2項 [子どもの意見の尊重] など)。
- ③ 「子どもは、……資格を有する (A child shall be entitled to……)。(第20条1項 [家庭環境を奪われた子どもの保護])。
- ④ 「いかなる子どもも……されない (No child shall be subjected to……)。(第16条1項 [プライバシー、通信・名誉の保護] など)。
- ⑤ 「締約国は、……を保障する (認める、確保する) (States Parties shall ensure to……, States Parties recognize……, States Parties shall render……)。(第2条1項 [差別の禁止]、第3条2項 [最善の利益の確保]、第6条1項、2項 [生命の権利、生存・発達の確保]、第7条2項 [名前・国籍を得る権利]、第9条1項 [親からの分離禁止]、第12条1項 [意見表明権]、第14条1項 [思想、良心および宗教の自由]、第15条1項 [結社および集会の自由]、第16条 [私生活の保護]、第17条 [情報へのアクセス]、第18条2項、第19条 [親による虐待・放任・搾取からの保護]、第20条2項 [家庭環境を奪われた子どもの保護]、第21条 [養子縁組]、第22条1項 [難民の子どもの保護・援助]、第23条1項 [障害児の権利]、第24条1項 [健康・医療への権利]、第26条1項 [社会保障への権利]、第28条1項 [教育への権利]、第37条(a)(c) [自由を奪われた子どもの適正な取り扱い]、第40条 [少年司法] など)。
- ⑥ 「締約国は……する権利を尊重する (States Parties shall respect the right of……)。(第8条1項 [アイデンティティの保全]、第9条3項 [親と接触を保つ権利] など)。
- ⑦ 締約国は……適当な援助および保護を与える (States Parties shall provide appropriate assistance and protection……)。(第8条2項 [アイデンティティの保全] など)。
- ⑧ 「締約国は、……あらゆる適当な措置をとる (States Parties shall take all appropriate measures to……)。(第2条2項 [差別の禁止] など)。
- ⑨ 「第1次的に考慮される (The best interests of the child shall be a

primary consideration)。」(第 3 条 1 項 [子どもの最善の利益])。

⑩ 「締約国は……最善の努力を払う (States Parties shall use their best efforts to……)。」(第 18 条 [親の第一次的養育責任と国の援助])。

まず、①から④は、子どもの権利について、子どもを主語にして規定するものである。典型的には、「子どもは……権利を有する。」と規定されるが、いくつかのバリエーションがある。

⑤から⑧は、締約国を主語とするものであり、様々な言い回しがなされ、また、最も数が多い。典型的には、「締約国は……を保障する。」型である。これらの規定も子どもの権利を保障するものであると考えてよいと思われる。規定の仕方は異なるが、必ずしも、第 1 グループの内容と明確な区別があるようには思われない。

⑨および⑩は、その他であり、ひとまとめとすることは難しい。重要なのは、子どもの最善の利益に関する第 3 条 1 項が、子どもの権利を保障する形態の規定ではなく、子どもに関わる者たちに対する指導原理、指針としての性格の強い規定である点である。本条は、子どもの権利条約全体に関係する指導原理としての性格を有し、また、権利間の調整が必要となった場合の指針としての意義があるものと理解されるべきである。

なお、少年法研究会では、条約英語原文の“shall”の意義をめぐって議論がなされた。子どもを主語とする場合であろうと、締約国が主語の場合であろうと、shall が用いられている意味は、締約国に、その法律化を促進する趣旨であって、子どもの権利条約の権利規定は、それをもって締約国に当該権利の存在を直接に認めたものではないのではないかという指摘である。これは、前稿で検討した、子どもの権利条約の裁判規範性について、条約文言の観点から問題提起されたものと言えよう。

なるほど、たとえば、世界人権宣言第 3 条は、「すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。」であるが、この英原文は、“Everyone has the right to life, liberty and security of person.”である。一方、市民的及び政治的権利に関する国際規約第 18 条「すべての者は、思想、良心及

び宗教の自由についての権利を有する。」の英原文は、“Everyone shall have the right to freedom of thought, conscience and religion.”である。

ここでは、感想程度の私見を述べておくとどめる。結論から述べれば、shall が用いられるのは、締約国の努力目標や立法促進の意思を表すことを目的とするものではなく、法規範性または裁判規範性を明示しようとする趣旨ではないかと思われる。世界人権宣言やフランス人権宣言のように、自然権思想に基づいて人権の存在を宣言する場合は、shall は用いられない。しかし、権利を、より具体的に、子どもや締約国を念頭に置いた一定の規範として示そうとする場合には、shall が用いられると考えるべきではないだろうか。子どもの権利条約に即して述べれば、子どもが主語である場合は、「子どもは……の権利があるものとして扱われなければならない。」ということを含意するものとして、締約国が主語である場合は、「締約国は子どもに、……の権利を保障しなければならない。」という意味において理解されるべきである。子どもの権利条約の政府訳においても、shall は、立法を促す規定としてではなく、権利の存在を示す規定として翻訳されている。

(3) 刑事収容施設法における規定の仕方

さて、子どもの権利は、法律条文としてどのように具体化されるべきか。現行の少年院法には、在院者の権利を前提とした規定は存在しないことから、すでに全面改正が行われた刑事収容施設法を素材として、その規定の仕方を整理してみたい。被収容者の人権が関係すると思われる規定には、おおむね以下の8通りの規定の仕方がある。

- ① 「不服がある者は……をすることができる。」(第157条1項 [審査の申請] など)
- ② 「被収容者が……することは、……の規定による場合のほか、これを禁止し、又は制限してはならない。」(第67条 [宗教上の行為]、第69条 [自弁の書籍の閲覧] など)

- ③ 「刑事施設の長は……しなければならない。」(第33条 [収容開始時の告知]、第57条 [運動]、第155条 [懲罰を課す手続] など)
- ④ 「刑事施設の長は、……の場合を除き、これを許すものとする。」(第111条 [面会]、第126条 [信書の発受] など)
- ⑤ 「刑事施設においては、……の措置を講ずるものとする。」(第56条 [保健衛生] など)
- ⑥ 「被収容者には……する。」(第40条 [物品の貸与] など)
- ⑦ 「刑事施設の長は……努めなければならない。」(第68条 [宗教上の儀式]、第72条1項 [時事の報道に接する機会の付与] など)
- ⑧ 「刑事施設の長は……許すことができる。」(第41条 [自弁物品の使用]、第146条 [電話等による通信] など)

まず、刑事収容施設法上、「人権」「権利」という概念の使用は、第1条および第13条3項に限られることを指摘することができる。第1条は、刑事収容施設法の目的規定であり、その中で、「被収容者、被留置者及び海上保安被留置者の人権を尊重しつつ」と述べられている。また、第13条3項は、刑務官の研修に関する規定であり、「刑務官には、被収容者の人権に関する理解を深めさせ、……」と規定されている。すなわち、人権の概念は、一般的な目的および行動指針の中で用いられており、具体的な処遇場面では、「人権」「権利」などの概念の使用は注意深く回避されていると言えよう。

上記、①、②は、在院者を主語とする規定である。②は、例外規定・制限規定が条文中に盛り込まれている場合である。

③以下は、刑事施設長または刑事施設を主語とした規定である。

③、④は、権利性を明示した規定と考えられ、このうち、④は、例外規定・制限規定が条文中に盛り込まれている場合である。

⑤、⑥は、規定の仕方としては、直接、被収容者の権利を前提とするものとは言えないが、措置が講ぜられなかった場合には、権利侵害とされる可能性が考えられる⁽⁴⁾。

⑦、⑧は、規定の仕方としては、むしろ、刑事施設の長の裁量に委ねられ

ることを明示するものとも思われるが、刑事施設の長がこの努力を怠った場合または制限した場合に、権利侵害の可能性のある規定の仕方である。

なお、法律上、被収容者の権利の存在を判断する指標としては、その行為が不服申立ての対象か否かという視点が考えられる。これも必ずしも正確に対応しているわけではないが、不服申立てが認められる処分に関しては、その前提となる被収容者の権利が存在すると考えられる場合が多い。

刑事収容施設法には3種類の不服申立てが規定されているが、このうち、審査の申請があった措置について、裁決で取消し、また、事実行為については撤廃を命ずることができるのは、矯正管区の長に対する審査の申請である(第157条以下)。ここで申請が許される措置は、①自弁の物品の使用又は摂取を許さない処分(第41条2項)、②診療を受けることを許さない処分または診療の中止(第63条1項、4項)、③宗教上の行為の禁止又は制限(第67条)、④書籍等の閲覧の禁止又は制限(第70条、71条)、⑤隔離(第76条1項)、⑥信書の発受又は文書図画の交付の禁止、差止め又は制限(第128条、第129条、第130条1項、第133条、第138条、第141条、第142条、第144条)、⑦懲罰(第150条1項)などである。

また、矯正管区の長に対する事実の申告(第163条)および法務大臣に対する事実の申告(第165条1項)は、事実があったことを確認した場合において、同様の行為の再発の防止のため必要な措置その他の措置を執るものであり(第164条4項)、必ずしもその行為の違法性が判断されるものではないが、申告の対象となるのは、被収容者に対する刑事施設の職員による行為であって、①身体に対する違法な有形力の行使、②違法又は不当な捕縄、手錠又は拘束衣の使用、③違法又は不当な保護室への収容など強制的性格を有する措置である。

なお、法務大臣などに対する苦情の申出(第166条以下)は、「自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇について」行うことができると規定されており、その範囲については具体的に列記されていない。

(4) 立法化の際の考慮事項

以上における子どもの権利条約および刑事収容施設法の規定の仕方を踏まえ、子どもの権利条約の精神を少年院法に具体化する際に留意すべき点について、3点ほど指摘したい。

ア 権利が存在することと法律上明示されること はじめに確認したい点は、少年院法上に在院者の権利に関する規定が存在するということが、在院者の権利があることとは条件ではないことである。少年院法に関連する規定が明示された方が、その権利の存在が明確になることは間違いがない。しかし、少年院法上に関連規定が存在しないから、当該権利が存在しないというわけではない。たとえば、憲法や子どもの権利条約上、在院者に宗教上の行為を行う権利があるということが認められるならば、少年院法に宗教上の行為に関する規定が存在しなくとも、在院者には宗教上の行為を行う権利があると解すべきである。それゆえ、その侵害があったとして在院者から損害賠償請求などがなされた場合、現行法の下においても、権利侵害を理由として、請求が認められると考えるべきである。すなわち、在院者の当該権利が存在するか否かの問題は、結局のところ、憲法の解釈問題や前稿で検討した子どもの権利条約の裁判規範性の問題に帰着するものと思われる。

さて、そうすると、権利に関する関連条項が少年院法上に明示されることには、いかなる意義があるのだろうか。上述したとおり、刑事収容施設法において、「権利」「人権」という用語は、一般規定たる第1条および第13条のみに認められる。異議申立ての規定や収容時の告知に関する規定は、「不服がある者は……をすることができる。」「刑事施設の長は、……しなければならない。」といった規定の仕方がなされている。これは理由のあることである。少年院法の規定は、当該権利の存在を根拠付けるものではないので、権利の存在そのものを明示するような形態である必要はなく、むしろ、適法性の判断基準を明示する規定であることが望ましいのである。たとえば、在院者の面会の権利についてみると、法律条文としては、「在院者は、在院者の

親族などと面会をする権利を有する。」という規定よりも、むしろ、「少年院の長は、〇〇の場合を除き、面会を許すものとする。」という規定の方が、適法性の基準は明確になる。裁判所が権利侵害性を判断する場合において、関連する法律がある場合、法律違反があることを前提として、権利侵害があるか否かが判断される。法律違反があることと権利侵害があることは同一ではないが、法律違反があることが権利侵害の判断のひとつの重要なメルクマールとなることは間違いがないところである。

イ 条文趣旨を明示することの重要性 上記のように考えると、法律条文において重要なのは、むしろ例外条項や制限条項の規定の仕方ということになろう。権利の侵害が問題となる場合、一般的には、少年院の長が行うべき措置をとらなかったという事実を前提として、当該措置をとらなかったことに理由があるか否かが問題とされる。面会措置を制限できる事由が法文上列記されていれば、それに該当すれば適法、該当しなければ違法と判断することが可能となり、判断基準としては明確となる。しかしながら、後述する少年の権利の特殊性という事情もあり、例外条項・制限条項を明示することは容易ではない。

そこで、考えられる方策は、条文趣旨を条文中に明示することである。たとえば、保護者などとの面会を規定した条文の中に、「面会は、在院者の心情の安定に寄与し、在院者の社会復帰に資するものであることから」などといった文言を盛り込めば、少年院の長による当該面会の不許可措置が、少年の権利を侵害するものかどうかを、その条文趣旨から検討することができる。

例外条項、制限条項の明示についても、同様の観点から考えることができる。なぜなら、面会の趣旨に合致しない場合に面会は制限されるからである。それゆえ、たとえば、例外規定として、「在院者の心情の安定および社会復帰の観点から、面会を制限すべき場合を除き」などと規定することが可能である。刑事収容施設法においても、「面会により、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生じ、又は受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ず

るおそれがないと認めるときは」といった言い回しが用いられている（第 111 条 2 項）。

なお、研究会では、少年院における処遇、措置は、少年院長の判断によるものなので、在院者による異議申立て以外の規定は、少年院長の長を主語にして規定されるべきではないかという意見があった。少年院は閉鎖施設であるので、在院者の権利を保障するためには、少年院長の積極的関与が必要であることから、多くの場合は、少年院長の長を主語とした規定が適切であろう。しかし、信書の発受など、在院者の行動を前提とする場合など、「在院者は……することができる。」という規定が可能な場合もある。子どもの権利条約においても、子どもを主語とする規定と締約国を主語とする規定とがあり、これを固定することは、在院者の行動がすべて少年院の管理下にある点のみが強調され、在院者の権利の観点からは必ずしも望ましいものではないのではなかろうか。

ウ 少年の権利の特殊性 在院者の権利を少年院法に盛り込む上で、さらに問題となるのは、少年の権利が成人の権利と異なる点である。

前稿において、書籍閲読の自由を例に指摘したところであるが、成人の受刑者の場合、閲読の自由を制限する事情は施設の規律秩序の維持など様々な観点が考慮されなければならないとしても、閲読の自由が侵害されたか否かは、閲覧の自由を侵害する外的事実が存在したか否かによって判断される。これに対して少年院在院者の場合、在院者の権利侵害は、少年院在院者の人格的成長に配慮した取扱いがなされていたか否か⁽⁵⁾で判断される。それゆえ、在院者の権利侵害については、在院者の表現の自由の保障、時事情報へのアクセスの確保、在院者の心理的安定、社会復帰への準備、意見表明の保障、家族との接触の確保など、手続的側面も含めて少年の成長発達に関わる様々な観点を検討した上で、全体として少年の成長発達に配慮した取扱いであったか否かが総合的に判断されることになる。

以上の問題は、少年法研究会では、少年院における処遇との関係において、在院者には処遇を受けない権利があるのかという形で問題提起された。

まず、前提として、広島少年院の事例のように、当該処遇が在院者の人格の尊厳を侵害するようなものであれば、在院者の意思とは関係なく、その処遇は許されない。問題は、当該処遇が在院者の人格の尊厳を侵害するものとは言えない場合に、施設側からすると、在院者の成長発達にとって効果的と思われる処遇について、在院者の方に、処遇を受けない権利が認められるかどうかである。

上述したとおり、少年院在院者の権利は、在院者の自己決定権に着目した権利ではなく、在院者の成長発達に着目した権利である。たとえば、在院者が薬物依存離脱指導を受けることを拒否したにもかかわらず、少年院職員によってその指導が実施されたとしよう。この場合、在院者の拒否の意思を尊重しなかったことがただちに在院者の権利侵害になるわけではない。在院者の権利を侵害したかどうかは、それが結局、在院者の人格的成長を阻害するものであるかどうか、換言すれば、その措置が、結果として、少年の最善の利益に合致するものであったか否かによって判断される。

むしろ、この点において、少年に与えられた権利として重要なのは、意見表明権である。少年院の長は、在院者の最善の利益を考慮するために、薬物依存離脱指導の趣旨について在院者に十分説明をし、在院者の意見を十分に聴いた上で、当該措置を実施しなければならない。在院者の意見表明権が保障されたか否かは、薬物依存離脱指導措置の権利侵害性を判断する際の重要なメルクマールのひとつである。ただし、当該措置を行うか否かは、在院者の意見を踏まえて、在院者の成長発達、在院者の最善の利益の観点から総合的に判断されることであるので、在院者が拒絶の意思を表明したことによって、当該措置がただちに違法となるわけではない。

以上のように、在院者の権利が刑事施設における被収容者の権利とは性質を異にするものであるので、法律文言としてどのように具体化していくかは、成人の場合以上に難しいと言えよう。そのためにも、(1)で列記した子どもの権利条約の指導原理を少年院法上に明示していくこと、また、個々の規定を考える際には、当該条文の趣旨を明らかにしていくことが重要となるよ

うに思われるのである。

3. 新設されるべき人権規定の骨子案

それでは、前章で検討した論点に留意しながら、少年院法に盛り込むべき、在院者の権利に関する規定の骨子案を提示してみたい。この骨子案は、それぞれの項目ごとに、在院者の権利を少年院法にどのような形で具体化すべきかを検討したものであり、少年院法の具体的な改正条文そのものを示したのではない。

各項目の最初の太字部分が試案である。【 】内は、関連する「少年矯正を考える有識者会議提言」の関連頁数、刑事収容施設法、少年院法、子どもの権利条約などの条文などである。少年保護規則は、「自由を奪われた少年の保護に関する国連規則」の略称である。また、注釈においては、「少年矯正を考える有識者会議提言」を「提言」、本試案を「試案」と略称する。

(1) 少年院在院者の処遇について

① 少年院における処遇は、個々の在院者の人格の尊厳を尊重しつつ、再非行の防止を図るとともに、社会の一員として円滑な社会生活を送ることができるように、在院者の成長発達を支援することを旨としてこれを行うものとする。

【提言11頁、13頁、19頁、34頁／刑事収容施設法第1条、第30条、少年院法第1条の2、少年院処遇規則第1条、第2条／子どもの権利条約第6条、第37条(c)、第40条、北京ルールズ第26条、少年保護規則第12条、第13条】

② 少年院における処遇において、在院者の最善の利益が考慮されるものとする。

【提言11頁／子どもの権利条約第3条1項】

- ③ 在院者の最善の利益を尊重し、その成長発達を促進するために、在院者には、個々の処遇を受けるにあたり、直接に、または代理人を通じて、意見を表明する機会が与えられなければならない。

【子どもの権利条約第12条】

(1) **処遇の原則(趣旨)をどう規定するか。** まず、少年院における在院者の権利を考えるにあたって、少年院における処遇の基本理念を明確にすることが必要であると思われる。少年院における処遇の基本理念は、とりもなおさず子どもの権利条約の基本理念である。すなわち、少年の権利がその成長発達に着目した権利であってみれば、在院者の権利と在院者の処遇とは区別して考えられるべきではなく、在院者の処遇の原理は、基本的に、在院者の権利に関する原理であると考えべきである。

「提言」では、その基本理念について、「少年院における処遇は、在院者の最善の利益のために、個々の在院者の人格の尊厳を尊重しつつ、再非行の防止を図るとともに、社会の健全な一員として円滑な社会生活を送ることができるよう成長発達を支援することを旨として、これを行うものとする。」としている(11頁)。「提言」の文言は、少年院法第1条の2、少年院処遇規則第1条、子どもの権利条約第40条1項、少年保護規則第12条などのエッセンスをよくまとめたものとして、高く評価することができる。「試案」は、基本的に、「提言」が示した理念に従っている。

(2) **在院者の最善の利益をどう規定するか。** 「提言」では、処遇の基本理念の中で、「在院者の最善の利益のために」が明示されている。前章で指摘した通り、子どもの最善の利益の考え方は、子どもの処遇に関わるすべての者の指導原理である。「試案」では、在院者の最善の利益が、子どもの権利条約でも重要な原則として他の条項とは別に規定されていることに鑑み、在院者の処遇の原則とは別立てとして規定することとした。

(3) **意見表明権に関する総則規定を置くべきか。** 「提言」では触れられていないが、意見表明権が子どもの権利条約の基本原則であることに鑑み、

「試案」では、これを総則規定として明示することとした。前章で指摘したところであるが、在院者の最善の利益を保障するためには、在院者の意思を確認することおよびそれを尊重することが不可欠であり、成人の自己決定権に代わるものとして、在院者の意見表明権は尊重されなければならない。

ここで、「聴聞の機会の付与」と「意見表明権」の相違を明らかとしておきたい。一般に、行政庁による不利益処分がなされる前に、処分の対象となるべき者に対して与えられた意見陳述の機会のことを、聴聞（または弁明）という。少年院在院者に対しても、不利益処分を行う際には、聴聞の機会を与えられなければならない。聴聞の機会の付与は、適正手続（憲法31条）の要素のひとつであり、行政庁が国民に不利益を課す場合には、当事者にあらかじめその内容を告知し、当事者に弁解と防禦の機会を与えなければなら⁽⁶⁾ない。

一方、意見表明権は、一般に、その意義について4つの観点から説明される。すなわち、①司法判断・行政措置を行う際の手続的権利の視点、②子どもの自己決定権の行使に道を開く権利としての視点、③表現の自由などの市民的権利の視点、④子どもの参加の権利として理解する視点である。⁽⁷⁾

上記いずれの立場をとっても、意見表明権は、適正手続としての「聴聞の機会の付与」とは観点が異なる。意見表明権の場合は、利益、不利益にかかわらず、在院者に関するすべての事柄に関して在院者の意見を聴く機会を与えられなければならない。また、聴聞の機会の付与が、国家機関による強制的措置との関係において、その適正手続として求められるものであるのに対して、意見表明権は、子どもの成長発達という観点から求められるものである。少年院における処遇を実施するに際して、在院者の意見は在院者の最善の利益を判断する際に不可欠のものであり、この考え方は総則規定として明示されるべきである。

(2) 少年院職員について

- ① 少年院の職員は、個々の在院者の人格の尊厳を尊重しつつ、在院者の信頼を得ることに努めながら、在院者の成長発達を促すことを使命とするものとする。

【提言11頁、30頁／子どもの権利条約第37条(a)、少年保護規則第87条、リヤド・ガイドライン第58条、処遇最低基準規則第46条～54条】

- ② 少年院の職員は、在院者に対する指導を行うにあたって、在院者の最善の利益を考慮しなければならない。

【子どもの権利条約第3条1項】

- ③ 少年院の職員には、在院者の人権に関する理解を深め、在院者の成長発達のための効果的な支援を行うことができるように、必要な研修および訓練を行うものとする。

【提言30頁／刑事収容施設法第13条3項】

(1) **本条の趣旨** 「提言」では、「高度・多彩な職務能力を備えた意欲ある人材の確保・育成」の項目が立てられ、多彩な人材の採用・確保、意欲ある有能な第一線職員、高度な管理能力を有する幹部職員の育成、職員育成に係る諸条件の整備、研究等の推進、職員が意欲と誇りを持てる執務環境の整備などについて指摘がなされている。ただし、「提言」では、職員の服務規程や研修に関する規定を少年院法の中に置くべきであるという指摘はなされていない。しかし、施設職員に対する規定は、職員の人権意識を涵養するとともに、職員が意欲と誇りをもって仕事を行う上で、その指針となりうるものであり、少年院法に明示されることが望ましいものと思われる。

刑事収容施設法第13条3項は、「刑務官には、被收容者の人権に関する理解を深めさせ、並びに被收容者の処遇を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修及び訓練を行うものとする。」と規定する。

「試案」では、これを 3 つに分けて規定した。第 1 項は少年院の職員の服務規程にあたるものである。この文言は、上述(1)の処遇の原則を職員の側から捉え直したものである。第 2 項も「処遇の原則」に合わせ、在院者の最善の利益への配慮規定を置いた。第 3 項は、職員の研修および訓練の規定である。

少年法研究会では、少年院職員に関して、いくつかの重要な問題提起がなされた。

まず、少年院の職員に対する規定は必要ではあるが、それは職員の士気を鼓舞し、職員が誇りをもって職務を遂行することができるような文言であるべきこと、また、上記「試案」の文言は、職員の適正な職務執行さえも躊躇させる懸念があることなどが指摘された。重要な指摘である。しかし、筆者の力量ではそれを具体的文言とすることができなかったことから、「試案」は上述した処遇原則を職員の側から捉え直す文言にとどまっている。

次に、「試案」では、広島少年院事件を念頭に、当初、第 1 項に、「少年院の職員は、たとえどのような理由があろうとも、非人道的な処遇をし、それを扇動し、または容認してはならない。」という文言を置いていた。しかし、研究会において、それは少年院職員として当然のことであり、法文化する必要があるのかという意見が示され、また、その趣旨は上記本文に含意されていると考えられることから削除することとした。

なお、これに関連して、広島少年院事件に関連する規定を置くのであれば、「少年院の教育風土を健全に保ち、豊かな情操を育むための教育環境を維持しなければならない。」など、少年院のシステム自体の健全性を維持する規定とすべきではないかという意見があった。

また、第 3 項について、「試案」は、当初、「在院者の成長発達のための効果的な教育」としていた。研究会では、「教育」よりも「支援」が適切ではないかという意見が示され、議論がなされた。「試案」では、とりあえず、「提言」の基本理念の用語法に合わせ、「支援」とすることにした。

(3) 少年院視察委員会について

- ① 少年院の透明性を確保し、地域社会との連携を深めるとともに、在院者の処遇の適正を図るために、少年院視察委員会を置くものとする。

【提言17頁、36頁／刑事収容施設法第7条】

- ② 委員は、施設との関係において第三者である者で、人格識見が高く、かつ、少年院の運営の改善向上に熱意を有する者の中から、法務大臣が任命する。

【提言18頁／刑事収容施設法第8条／少年保護規則第72条、第73条、処遇最低基準規則第55条】

- ③ 委員は、少年院の視察をすることができる。この場合において、委員は、施設職員の立会いなく、在院者と面接をすることができる。

【提言18頁／刑事収容施設法第9条／少年保護規則第73条】

(1) **本条の趣旨** 「提言」においても第三者機関の設置が掲げられ、その趣旨については、刑事収容施設法第7条1項にならぬ、施設運営の透明性確保や改善向上、施設と地域社会の連携が指摘されている(17頁以下)。

「試案」では、施設運営の透明性に加え、処遇内容の透明性を確保することも重要であるという立場から、少年院視察委員会の趣旨を、「少年院の透明性を確保し、地域社会との連携を深めるとともに、在院者の処遇の適正を図るために」とした。実は、これは「提言」の指摘を受けたものである。「提言」では、「在院(所)者が施設職員の立会いなく第三者機関の委員と面談できる制度とすれば、不適正処遇の早期発見が期待できるだけでなく、不適正処遇の未然防止にも大きな効果があると思われる。」と指摘され(18頁)、処遇面においても、第三者機関の視察に実質的な意味合いをもたせようとしている。少年保護規則第73条においても、「少年はだれでも、秘密裡に、査察官に話す権利を有するものとする」と規定されているところである。

また、「試案」では上の提言を受けて、第 3 項で、委員は、施設職員の立会いなく、在院者と面接をすることができることを明らかにした。

少年法研究会では、第三者機関の役割について議論がなされた。

まず、「試案」では、視察委員会に、地域社会との連携を深めるという役割と、在院者の処遇の適正を図るという役割とを担わせているが、後者は、結局、不服申立ての機能であり、そのために第三者機関を置くのであれば、純粹に不服申立て機関として設置した方が制度的に明確になるのではないかという意見があった。

また、視察委員会が、少年院で実施されている処遇プログラムの有効性に関する専門的な助言をしたり、職員配置、予算執行の効率化への助言をするなど、施設運営に対するコンサルティング的な機能を有したものになると、施設運営にまさに寄与するものとなるのではないかという意見があった。視察委員会の役割に対する興味深い指摘である。

なお、研究会では、第三者機関を、刑事収容施設法と同じ「視察委員会」という名称とすることについても疑問が提示された。「試案」では適当な代案を示すことができなかったが、この点についても問題提起しておきたい。

(4) 保護者について

① 保護者は、在院者の権利・利益の擁護者であると同時に、在院者の立ち直りのために、少年院職員とともに努力する責務を持つ者であるから、少年院の長は、在院者の入院、移送、退院、その他在院者の処遇に関する重要事項について、保護者に対して速やかに情報提供を行うものとする。

【提言25頁／少年保護規則第22条】

② 少年院の長は、在院者の成長発達のために必要があると認められるときは、保護者に対して、少年院における活動への参加、職員との面談などを要請することができる。

(1) **本条の趣旨** 保護者とは、少年法上、「少年に対して法律上監護教育

の義務ある者及び少年を現に監護する者」である(第2条2項)。前者を法律上の保護者、後者を事実上の保護者という。少年法上、保護者は、「少年の権利・利益の擁護者」としての地位と「国家的保護への協力者」としての地位とを複合的に有していると言われる⁽⁸⁾。

「提言」では、保護者との連携強化の項目において、「矯正教育において、保護者は、少年の権利・利益の擁護者であると同時に、少年の立ち直りのために、少年院職員と共に努力する責務を持つ者である(この点は法令等による明確化が望ましい。)」と述べられており、この見方は、少年法上の保護者の位置付けを受けてのものと考えられる。

子どもの権利条約には、身柄を拘束された子どもに対する保護者の位置付けに関する直接の規定はないが、子どもの権利行使に対する親の指導一般について、第5条で次のように規定している。「締約国は、親、または適当な場合には、地方的慣習で定められている拡大家族もしくは共同体の構成員、法定保護者もしくは子どもに法的な責任を負う他の者が、この条約において認められる権利を子どもが行使するにあたって、子どもの能力の発達と一致する方法で適当な指示および指導を行なう責任、権利および義務を尊重する。」本条項は、親が子供に対して適当な指示・指導を行う責任、権利、義務があることを国が尊重すべきことを定めた一般規定である。

「試案」では、まず、「提言」の文言を参考にして、保護者の地位を明確にした後に、少年院長に対しては、保護者への情報提供の義務を規定した。これは、保護者を「少年の権利・利益の擁護者」と位置付けようとも、「国家的保護への協力者」と位置付けようとも、保護者がそれらの役割を果たすためには、在院者の処遇に関する重要事項について情報提供を受けるということが前提となっていると考えたからである。なお、「試案」では、不服申立ての項目において、保護者も不服申立ての主体となりうるものとし、「少年の権利・利益の擁護者」の観点を具体化した。

なお、本項の表題は、当初、「保護者の権利」であったが、研究会において、在院者に対する保護者の位置付けを考えると「保護者の権利」という表

題は不適切ではないかという指摘を受け、「保護者について」とした。

(2) **保護者に対する措置** 在院者の立ち直りにとって、保護者の果たす役割が大きいことは間違いのないところである。2000年の少年法改正においては、少年法第25条の2が新設され、「保護者に対する措置」が加えられている。在院者の保護者の中には、在院者の成長発達に無関心な者、保護者の意識改革、生活改善こそが必要な者などもいる⁽⁹⁾。また、在院者の成長発達のために、少年院と保護者とが協同して取り組むことが求められる場合も多い。そこで、「試案」では、少年院の長が、保護者に対して一定の働きかけを行うことができる文言を加えることとした。

(5) 入院時の重要事項に関する書面の提示・告知などについて

① 少年院の長は、新たに入院した者に対して、施設内の規則に関する事項、物品の貸与・支給および自弁に関する事項、面会、信書の発受および通信に関する事項、不服の申立てに関する事項など、在院者の権利義務に関する事項について、在院者の理解できる言葉で書かれた説明書を配付するとともに、在院者が十分に理解できるように説示しなければならない。書面の言葉が十分に理解できない在院者に対しては、十分理解できる方法でその情報が伝えられなければならない。

【刑事収容施設法第33条、少年院処遇規則第11条／少年保護規則第24条、第25条、処遇最低基準規則第35条】。

② 少年簿など入院者に関する記録は、秘密の保持された個人ファイルに保管されなければならない。入院者および保護者は、不服の申立てなど必要がある場合は、記録の閲覧および訂正を求めることができる。

【少年院処遇規則第5条／少年保護規則第19条】

(1) **本条の趣旨** 入院時における重要事項の伝達については、「提言」では触れられていない。しかし、入院時における重要事項の伝達は、在院者が主体的に処遇を受ける上で重要である。刑事収容施設法第33条は、「刑事施

設の長は、被収容者に対し、その刑事施設における収容の開始に際し、被収容者としての地位に応じ、物品の貸与・支給および自弁に関する事項、書籍等の閲覧に関する事項、面会および信書の発受に関する事項、懲罰に関する事項、審査の申請を行うことができる措置、審査庁および審査の申請期間その他の審査の申請に関する事項、苦情の申出に関する事項などについて、書面で告知しなければならない。」と規定する。

「試案」の策定にあたっては、上記刑事収容施設法および少年保護規則第24条などを参考とし、次の3点に留意した。すなわち、①少年院サイドの能動的行為を必要とすることから、少年院の長を主語とした、権利性の明確となる規定とすること、②説明書の配付し、いつでも読めるようにすること、また、外国人には母国語の文書を示すこと、③分かりやすい言葉での説示を行い、在院者に理解させることである。

なお、研究会では、入院時は在院者にとっていまだ心情が安定せず、そこで告げられたことがよく飲み込めない場合もあろうし、また、権利の告知がさらに心情を不安定にする可能性もあり、告知することは必要であるが、実際には、その方法・時期については、形式的にならず、少年ごとに配慮することが必要であるという意見が出された。

(2) **記録の管理** 第2項は在院者に関する記録の管理についての規定である。この点に関して、「提言」ではとくに言及されていない。憲法学の分野において、プライバシー権は、個人の私的領域に他者を無断で立ち入らせないという消極的なものから、「自己に関する情報をコントロールする権利」と捉えられるようになってきている。この観点から見れば、少年簿など、在院者に関する記録の秘密の保持、閲覧および訂正などについても、在院者のプライバシーの保護の一環として検討されるべきである。また、この点は、後述する不服申立て制度の実効性を確保するためにも重要であると思われる。

(6) 面会について

- ① 少年院における外部交通は、在院者の心情の安定にとって重要であり、在院者の社会復帰に資するものであることから、少年院の長は、その積極的な実施に努めるとともに、その適正な運用に留意するものとする。

【刑事収容施設法第110条】

- ② 少年院の長は、在院者の親族、在院者の法律上、教育上などの用務の処理のため面会することが必要な者、在院者の社会復帰に関係のある者などから面会の申出があったときは、在院者の心情の安定と社会復帰の観点から面会を制限すべき事情がある場合を除き、面会を許すものとする。また、少年院の長は、それ以外の者から面会の申出があった場合においても、面会により在院者の処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがない場合は、これを許すことができる。

【提言35頁／刑事収容施設法第111条／子どもの権利条約第37条(c)、少年保護規則第60条、処遇最低基準規則第37条】

- ③ 少年院の長は、在院者の成長発達の観点および少年院の適切な管理運営の観点から必要があると認める場合には、職員に在院者の面会に立ち会わせ、またはその面会の状況を録音・録画させることができる。少年院の長は、職員の立会いなどにあたっては、在院者などのプライバシーに配慮しなければならない。

【提言35頁／少年保護規則第60条】

- ④ 少年院の在院者は、弁護士など法的援助者との面会においては、職員の立ち会いない面会が認められるものとする。

【提言35頁／刑事収容施設法第112条】

(1) **本条の趣旨** 「提言」では、「外部交通（面会、手紙の発受など）は権利性を認めつつ、それを制限できる要件を定めておくべきである。」「親族であっても、在院者に対する虐待歴のある者など、健全育成や矯正教育の観

点から著しい支障のある者は、外部交通を禁止できるようにするべきである。」と指摘されている (35頁)。

刑事収容施設法は、受刑者の面会に関する第110条において、「外部交通の許可・禁止・差し止め・制限をするにあたっては、適正な外部交通が受刑者の改善更生および円滑な社会復帰に資するものであることに留意しなければならない」という一般的留意事項を置いていることから、「試案」においてもこれに倣い、外部交通一般に関する規定を置いた。外部交通の趣旨を明示することが重要であると思われるが、「適正な外部交通が受刑者の改善更生および円滑な社会復帰に資するものである」とする刑事収容施設法の規定は大いに参考となる。

条約第37条(c)後段後半は、自由を奪われたすべての子どもは、「特別の事情のある場合を除き、通信および面会によって家族との接触を保つ権利を有する」と規定する。少年保護規則では、少年が家族と接触を保つことは、広範なコミュニティとの接触の項目で取り上げられており、少年の人道的な処遇を受ける権利と少年の社会復帰の準備という観点から説明されている (第59条、60条、61条)。

「試案」は、外部交通の趣旨について、少年の人道的な処遇を受ける権利と少年の社会復帰の準備という2つの側面があることを考慮し、「在院者の心情の安定にとって重要であり、在院者の社会復帰に資するものであることから」とした。「在院者の心情の安定」は、少年保護規則が規定する「少年の人道的な処遇を受ける権利」を一層具体的に示したものであるが、「在院者の心情の安定」という観点に限定してよいかは議論のあるところであろう。

(2) **少年の面会** 外部交通に関する以上の考察に基づき、「試案」は、少年の面接について、在院者を主語とした、権利性を明確にする規定とした。

問題はその制限である。面会の制限については、面会の相手方の範囲と制限しうる事情との両面からの検討が必要である。

刑事収容施設法では、受刑者の面会の相手方について、①受刑者の親族、

②婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の受刑者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者、③受刑者の更生保護に関係のある者、受刑者の釈放後にこれを雇用しようとする者その他の面会により受刑者の改善更生に資すると認められる者(第111条1項)とした上で、前項各号に掲げる者以外の者から面会の申出があった場合において、その者との交友関係の維持その他面会することを必要とする事情があり、かつ、面会により、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生じ、又は受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認めるときは、これを許すことができる(同法2項)としている。

「試案」では、在院者との間でどのような会話がなされ、それが在院者の心情にどのような影響を与えるかが事前に推測できない場合がありうることから、刑事収容施設法の考え方に従って、面会しうる相手方を列挙した上で、それ以外の者については少年院の長の裁量とした。

また、「試案」では、面会を制限しうる事情については、面会の趣旨から規定するという本稿の考え方に従い、「在院者の心情の安定と社会復帰の観点から面会を制限すべき事情がある場合を除き」とした。

(3) **面会における職員の立会いの目的および範囲** 「提言」では、「保護者との面会において、あらかじめ職員が在院者に面会態度や会話内容等を指導しておいたり、面会時に職員が会話に介入したりすることも、健全育成や矯正教育の観点から少年の利益となる必要な措置として是認されるが、このような場合も、自由な意思の伝達に十分配慮しなければならない。」と指摘されている(35頁)。この見解は、職員の立会いを矯正教育の観点から積極的に評価する立場である(少年院処遇規則第54条も参照)。

これに対し、少年保護規則第60条は「すべての少年は、定期的に、かつ、頻繁に、すなわち原則として週1回、少なくとも月1回、家族・弁護人の訪問を受ける権利を有し、少年のプライバシーの要求を尊重した環境の下で、これらの者と接触し、制約を受けることなく交流する権利を有する。」と規定しており、立会いは、矯正教育の観点から積極的に捉えられているわけで

はない。むしろ、国際準則は、立ち会いは原則ではなく、逃走の防止や不正な物品の受け渡しなどを監視する範囲で許されるものと考えているものと思われる。

「試案」は、外部交通の趣旨に鑑み、職員の立会いが原則ではないという立場をとった。これは、在院者の心情を安定させその成長発達を促すという面会の目的からすると、上記少年保護規則でも指摘されているとおり、在院者のプライバシーを尊重した環境において面会がなされることが原則であると考えたからである。しかし、在院者の成長発達の観点および少年院の適切な管理運営の観点から、立会いが必要である場合も当然あることから、立会いの趣旨を明示した上で職員の立会いを認めるという構成にした。

なお、少年法研究会では、職員の立会いについて、法禁物の授受や身柄奪取の可能性のみならず、家族支援の観点からも意義のあることであるという指摘があった。

(4) **弁護士などとの無立会いの面会が認められるべきか。**「提言」では、「弁護士と在院者との面会については、その目的、当該弁護士の立場、在院者の心情・動静等を勘案し、可能な範囲で無立会とするべきである。」と指摘されている(35頁)。刑事収容施設法では、弁護士について、職員の立会いなしの面会が認められている(第112条)。

「試案」では弁護士などとの無立会い面会の権利性が明確となる文言とした。なお、研究会では、少年院の管理運営上の観点などから、例外的に立会いが許される場合もあるのではないかという指摘があった。

(7) 信書の発受について

① 少年院の在院者は、少年院の長が在院者の成長発達の観点および少年院の適正な管理運営の観点から信書の発受を制限する場合を除き、親族その他の者と、信書の発受をすることができる。

【刑事収容施設法第126条／少年保護規則第61条】

- ② 少年院の長は、在院者の成長発達の観点および少年院の適正な管理運営の観点から必要があると認められる場合には、その指名する職員に、在院者が発受する信書について、検査を行わせることができる。

【刑事収容施設法第127条】

- ③ 少年院の在院者は、少年院の長が在院者の成長発達の観点および少年院の適正な管理運営の観点から制限する場合を除き、作成した文書図画などを親族その他の者に対し交付することができる。

(1) **信書の発受の趣旨** 「提言」では、「非行仲間が自己の電話番号を記し、在院者に対し出院後に連絡を求める手紙など、これまでの矯正教育を水泡に帰させ、あるいは、再非行を助長するおそれのある手紙などについては、出院時においても、交付しないことができるようにするべきである。」「職員による手紙の書き方指導は、必要に応じ実施するべきであるが、自由な意思の伝達にも十分配慮しなければならない。意思の伝達にも十分配慮しなければならない。」とする(35頁)。「提言」では、信書の発受を矯正教育の一環と捉え、積極的な職員の介入を認める方向性が見て取れる。信書の発受の趣旨については必ずしも明らかではない。

「試案」では、信書の発受の趣旨について、前項の外部交通と同様のものと捉え、信書の発受の制限を述べる中で明示する方法をとった。

少年法研究会では、信書の発受に関し2つの観点について議論がなされた。

ひとつは、信書の発受は、少年院の長によって許可されるものであるから、少年院の長を主語とする規定とすべきではないかという指摘である。刑事収容施設法第126条は、刑事施設の長が信書の発受を許す形式の規定であり、少年院の長を主語とする規定の仕方が従来形式に合致する。しかし、刑事訴訟法第39条1項や第80条は、被告人・被疑者の接見交通に関する規定であるが、これらの規定は、身柄の拘束を受けている被告人または被疑者は、接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができるという形式で規

定されている。「試案」では、信書の発受については、在院者を主語とする規定の仕方が可能であり、また、それは在院者の権利を明確にするという観点から望ましいものと考え、上記のような規定の仕方とした。

次に、研究会では、信書の相手方の範囲について議論となった。上述した面会の相手方の範囲と信書の相手方との範囲とでは、どちらがその範囲は広いのかという問題である。面会も信書の発受も、外部交通としての趣旨は同一であるから、基本的にその範囲が異なることはないであろう。しかし、信書については、事前の検査が可能であるという特色があることから、「試案」では、面会のような限定をせず、「親族その他の者と」という一般的な文言とした。

(2) **信書の検査の趣旨** 「提言」は、信書の発受を矯正教育の一環と捉えているところから、信書を検査することは教育上必要であるという考え方に立脚するように思われる。刑事収容施設法第127条は、刑事施設の長は、「刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により必要があると認める場合には」、職員に、受刑者が発受する信書について、検査を行わせることができると規定している。

信書の検査と面会の立会いとは、基本的に、同様の趣旨と考えられる。「試案」は、「在院者の成長発達の観点および少年院の適正な管理運営の観点から必要があると認められる場合」に検査が許されるとし、信書を検査することが原則であるわけではないという立場をとった。

研究会では、「矯正教育」の中に通信指導も包含されるものであり、在院者の家族関係の改善や出院後の生活設計のためにも、信書の発受について積極的に指導することが必要ではないかという指摘があった。

なお、信書の発受に関連して、在院者が作成した文書図画などの交付は、在院者の表現の自由、思想の自由を実現するものであるとともに、在院者の社会復帰にもつながるものと考え、第3項で独立した規定を置いた。

(8) 電話等による交信について

- ① 少年院の長は、在院者に対し、在院者の健全な育成に資すると認められる者と、少なくとも週〇回、電話その他適当な方法による交信を許すものとする。

【提言35頁／刑事収容施設法第146条／子どもの権利条約第37条(c)、少年保護規則第61条】

- ② 少年院の長は、在院者の成長発達の観点および少年院の適正な管理運営の観点から必要があると認められる場合には、その指名する職員に、通信の内容を確認するため、その通信を受けさせ、またはその内容を記録させることができる。

【刑事収容施設法第147条】

(1) 電話等による交信は権利として規定すべきか。「提言」には、電話による交信についての言及はない。少年院処遇規則第55条では、通信および小包の発受は、矯正教育に害があると認める場合を除き許可しなければならないとされている。刑事収容施設法には、電話による通信を認めた規定があるが(第146条)、開放施設における恩恵的色彩が強い。

少年院が遠隔地にある場合や保護者の事情などにより面会に赴くことが困難な場合があり、電話などは、面会を代替する側面を有することから、面会に準じて許されるべきであろう。この点で、少年保護規則第61条が、「すべての少年は、適法に制限される場合を除いては、少なくとも週2回、その選択する者と手紙または電話で交信する権利を有し、かつ、必要ならば、この権利を有効に享有するために必要な援助を与えられなければならない。」とする点が参考となる。

「試案」は、電話等による交信の権利性を明示するとともに、在院者の成長発達の観点および少年院の適正な管理運営の観点から、通信の内容を確認すべき場合があると考え、刑事収容施設法にならい、その旨の規定を加え

た。

なお、少年法研究会では、在院者に対し電話等による交信を認めるとしても、實際上、どのように少年院の日課の中に落とし込んでいくのか、職員の負担が相当に増えることになるがこの点をどうするのか、相手方との調整をどうするのか、また、電話代の負担をどうするのかなど、具体化にあたり様々な問題が生ずる点が指摘された。

(9) 情報へのアクセスについて

- ① 少年院の長は、時事に関する情報に接することが在院者の心情の安定および社会復帰への準備のために本質的なものであることに鑑み、在院者に対し、新聞紙、雑誌その他の出版物、テレビ、ラジオその他の方法により、時事に関する情報に接する機会を与えなければならない。

【刑事収容施設法第72条／子どもの権利条約第17条、少年保護規則第62条、処遇最低基準規則第39条、第40条】

(1) **本条の趣旨** 「提言」ではこの点には触れられていない。刑事収容施設法第72条は、「刑事施設の長は、被収容者に対し、日刊新聞紙の備付け、報道番組の放送その他の方法により、できる限り、主要な時事の報道に接する機会を与えるように努めなければならない。」と規定する。

前章で指摘した通り、子どもの権利条約は、時事情報へのアクセスを、表現の自由やプライバシーの権利などの自由権的基本権とは異なり、子どもに特有の権利として捉えている。「試案」では、こうした観点を踏まえ、書籍の閲覧などとは別に、時事情報へのアクセスに関する規定を置くこととした。また、この権利の趣旨としては、一般的には、在院者の成長発達のためということであるが、少年保護規則を参考に、より具体的に、「在院者の心身の安定および社会復帰への準備のため」とした。

(10) 書籍の閲覧について

- ① 少年院の長は、成長発達過程にある在院者にふさわしい、学習および健全な余暇活動に供する書籍等を備え付け、在院者が十分に利用できるように配慮するものとする。

【提言35頁／刑事収容施設法第72条2項／子どもの権利条約第13条、少年保護規則第41条】

- ② 少年院の長は、在院者が、書籍、新聞紙、雑誌その他の出版物を自弁で購入したい旨の申出をした場合、これを許すものとする。ただし、少年院の長は、在院者の成長発達に支障を生ずるおそれがある場合には、当該書籍等の閲覧の禁止および停止などの措置をとることができる。

【刑事収容施設法第69条、第70条／子どもの権利条約第13条、第16条、少年保護規則第35条】

(1) 図書等の備え付けの趣旨をどのように考えるか。「提言」では、「書籍の閲覧は、在院者の健全育成や経済格差の排除等の観点から、国費で在院者にふさわしい本を十分に備えるよう努め、これを貸与することを前提として、これを補完する私物の書籍等の差入れや購入については、矯正教育の効果を減退させたり、健全育成を阻害したりしない範囲で、管理運営上の支障や貧富の差にも配慮しつつ、適切に認めるべきである。」と述べられている(35頁)。また、少年保護規則では、教育的、娯楽的図書を十分に備えた図書室を設置し、少年が十分にそれを利用することができることが規定されている(第41条)。

図書等の備え付けに関する「提言」の立場は妥当と思われるところから、「試案」でもその立場を踏襲した。なお、「試案」では、「成長発達過程にある在院者にふさわしい」という形でその趣旨を明示した。

(2) 自弁による書籍、新聞紙などの閲覧は在院者の権利か。また、これを制限する場合、どの範囲で制限されるべきか。「提言」は、自弁による書籍

等の閲覧について、在院者の権利と考えるのではなく、施設側が管理運営上の支障や貧富の差にも配慮しつつ認めるものとしている。刑事収容施設法は、被収容者の自弁による書籍等の閲覧については、原則的に、制限してはならないとし、その権利性を明確にした上で（第69条）、「刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき」「被収容者が受刑者である場合において、その矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき」などには、その閲覧を禁止することができるとして、閲覧禁止事由を明示している（第70条）。

「試案」では、自弁による図書などの閲読について、少年院の長を主語とした権利規定とした。しかし、図書や雑誌は少年および他の少年の健全育成に反する場合もあることから、「在院者の成長発達に支障を生ずるおそれがある場合」には、少年院の長が制限をすることができるものとした。

問題となるのは、「提言」にも指摘がある「経済格差の排除」への配慮の観点ではなかろうか。少年院内で在院者間の不平等が生じることは、閉鎖施設としての少年院における矯正教育の根幹を揺るがしかねない。そこで、「試案」では、次項で検討するように、自弁の物品使用一般については、権利性を明示する規定とはしていない。しかし、書籍等の閲覧については権利性を認める規定とした。この理由は、図書や新聞紙などの閲読は、表現の自由、学問の自由、教育の自由、情報へのアクセスを保障するものであるとともに、少年の社会復帰にとって重要であることから、少年院内での平等の原則に優越すると考えたためである。自弁物品の使用一般については権利とはせず、書籍の受け入れ・購入については権利とする取扱いについては、議論のあるところであろう。

(II) 自弁物品の使用などについて

- ① 少年院の長は、在院者が、自弁のものを使用したい旨の申出をした場合において、在院者の心情の安定および在院者の成長発達のために適当であ

ると認めるときは、これを許すものとする。

【刑事収容施設法第41条／子どもの権利条約第16条、少年保護規則第35条】

② 少年院の職員は、在院者の心情の安定および在院者の成長発達の観点から、在院者のプライバシーの保護に配慮するものとする。

【子どもの権利条約第37条、第16条、少年保護規則第32条、第34条、第35条、第87条】

(1) **自弃物品の使用は在院者の権利か。**「提言」では、自弃物品の使用一般についての指摘はないが、上述した書籍の閲読に関する指摘は、自弃物品の使用に関する指摘として考えると適切なものであるように思われる（なお、少年院処遇規則第37条、第38条参照）。

少年院処遇規則は、私物については領置し、例外的に、在院中においても、必要があると認めるときは、これを交付することができること（第65条）、また、自弃品の使用は、紀律及び衛生に害がない限り、許可することができることを規定している（第38条）。

なお、刑事収容施設法の枠組みでは、まず、「保管私物」について、使用しまたは摂取することができる物品については、保管限度量を超えない限り、保管私物として、被収容者に自己管理させることとし（第47条1項）、また、自弃物品の使用について、刑事施設の長は、受刑者が、一定の物品について、自弃のものを使用し、又は摂取したい旨の申出をした場合において、その者の処遇上適当と認めるときは、これを許すことができるとしている（第41条）。

少年保護規則は、「個人財産の所持」を、プライバシー権の基本的要素であるとともに、少年の心理的安定にとって本質的なものと位置付けられている（第35条）。

先述したとおり、「試案」では、自弃物品の使用について、在院者の権利を認める規定とはしていない。これは、少年院内で在院者間の不平等が生じることが、閉鎖施設としての少年院における処遇に悪影響を与えると考えた

からである。

研究会でもこの点が議論され、少年院においては、常に悪風感染など非行文化の蔓延との戦いがあり、服装など表現の自由に関しては、正しい自己決定ができるようになるまでは認めるべきではないという意見、自弁に関する規定に先行して、官給品の質を保証するための、施設側の義務規定が置かれるべきであるとする意見、被服については、被服費の範囲内において、在院者に服装についての選択肢を与えるなどの方策を検討すべきであるとする意見などが示された。

なお、研究会では、少年院において、「自弁」という用語は不適切ではないかという指摘もあった。

(2) **在院者のプライバシーについて** ここで、少年院における在院者のプライバシーの保護について簡単に言及しておきたい。在院者のプライバシーは、これを個人の私的領域に他者を無断で立ち入らせないという従来 of 意義に限定して考えても、少年院という共同生活を基本とする収容施設において、どのように私的領域を確保していくのか、少年のプライバシーの権利は成人のそれとは異なるのかなど検討すべき点は多い。

この際、上述した少年保護規則第35条が、個人財産の所持について、プライバシー権の基本的要素であるとともに、少年の心理的安定にとって本質的なものと位置付けている点に注目すべきである。先述したとおり、少年院在院者の権利は、在院者の人格的成長の観点から考えなければならないが、在院者の人格的成長を促すためには、在院者の個人財産の所持を含め在院者のプライバシーを尊重することは重要な要素のひとつである。子どもの権利条約第37条(c)は「自由を奪われたすべての子どもは、人道的におよび人間の固有の尊厳を尊重して取り扱われる」と規定するが、この中には当然にプライバシーの保護も含まれると考えられる。

少年院在院者のプライバシー保護の中身が明確ではない中で、少年院法に、在院者のプライバシーに関する条項を加えることは難しいと思われるが、「試案」では、試みとして、在院者のプライバシーを保護することの意

義を明示した上で、職員に対する指針の形で、在院者のプライバシー保護の規定を置くこととした。

(12) 宗教上の行為について

- ① 少年院の長は、在院者が一人で行う礼拝その他の宗教上の行為について、適切な処遇に支障を生ずるおそれがある場合を除き、これを禁止し、または制限してはならない。

【刑事収容施設法第67条／少年保護規則第48条】

- ② 少年院の長は、在院者が宗教家の行う宗教上の儀式行事に参加し、または宗教家の行う宗教上の教誨を受けることができる機会を設けるように努めるものとする。

【刑事収容施設法第68条／少年保護規則第48条】

(1) **本条の趣旨** 「提言」ではとくに言及はないが、宗教上の行為の自由が尊重されるべき点は言うまでもない。上記「試案」の文言は、ほぼ刑事収容施設法67、68条の規定に従ったものである。

(13) 医療上のケアについて

- ① 少年院の長は、在院者の健康管理および疾病等の早期治療のため、適切な保健衛生上および医療上の措置を講ずるものとする。

【刑事収容施設法第56条以下／子どもの権利条約第24条、少年保護規則第50条以下】

(1) **本条の趣旨** 「提言」では、精神医療の一層の充実を図る必要性がある点が指摘されているが(30頁)、医療上のケアについての法整備についてはとくに言及されていない。医療上のケアを受ける権利については、大枠は成人の場合と異ならないと思われるところから、「試案」は、刑事収容施設法第56条の規定を参考とした。

(14) 法的援助を受ける権利について

- ① 少年院の在院者は、処遇上の問題、法的問題などの解決のために、または不服の申立てのために、在院者が弁護士などの法的援助者、家族などと相談する必要がある場合は、面会、信書の発受、電話などの通信等の方法により、それらの者と速やかに接触することができる。少年院の長は、在院者がそれらの者と速やかに接触することができるように配慮しなければならない。

【提言35頁／子どもの権利条約第37条(d)、少年保護規則第60条、第78条】

(1) 外部交通の権利のほかに、法的援助を受ける権利の規定を置く必要があるのか。「提言」ではこの点の指摘はない。子どもの権利条約第37条(d)前段は、「自由を奪われたすべての子どもは、法的および他の適当な援助に速やかにアクセスする権利」を有すると規定する。

少年保護規則は、弁護士など法的助言者と接触する権利に関して、2つの観点から規定している。まず、家族の訪問を受ける権利に関する第60条は、弁護士など (defense counsel) の訪問を受ける権利も併せて規定している。これは、少年の外部との接触、社会復帰の準備の観点からの権利である。いまひとつ、第78条は、「少年はすべて、不服申立てを行うため、家族、法的助言者 (legal counselors)、人道的集団または可能な場合においてその他の者の援助を求める権利を有しなければならない。文字の読めない少年に対しては、法的助言が与えられ、または不服申立てを受理する権限を有する公的または私的な機関および組織によるサービスを利用する必要がある場合には、援助が与えられなければならない。」と規定し、少年が不服申立てを行うに際して、法的援助を求める権利があることを明示している。

刑事収容施設法では、外部交通の規定の中で、弁護士等との面会などについて規定されている。第111条は、「婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の受刑者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処

理のため面会することが必要な者」から面会の申出があったときは、原則的にこれを許すものとするとして、面会の権利を規定している。

「試案」は、条約第37条(d)の規定を生かし、外部交通の規定とは別に、在院者が法的援助を受けることができる点を規定すべきであるという立場をとった。また、弁護士などと接触する点が重要であることから、連絡方法を限定せずに接触の機会を設ける点を重視した。

少年法研究会では、法的援助を受ける権利については、その権利性を明確にすべきであるという意見があり、「試案」ではその方向で文言を修正した。他方、研究会では、このような観点が重要であるとしても、実際に在院者から「弁護士に話がある」と申し出があった場合、少年院は具体的にどのような措置を講ずることになるのか、在院者が特定の弁護士を指定しない場合はどういった対応になるのかなど、具体化にあたって検討すべき点が多いことが指摘された。

また、研究会では、本条の趣旨を具体化しようとするのであれば、国選の弁護士による相談制度を設けてはどうかという興味深い意見があった。

(15) 不服申立てについて

- ① 少年院の在院者および保護者は、少年院における処遇および措置について、少年院の長、法務大臣、監査官に対し、書面または口頭により、不服の申立てをすることができる。

【提言14頁、16頁／刑事収容施設法第163条以下、少年院在院者の苦情の申出に関する訓令／子どもの権利条約第37条(d)、少年保護規則第75条、第76条、処遇最低基準規則第36条】

- ② 少年院の長は、不服の申立ての利用方法その他の事項について、在院者に対し、その周知徹底のための措置を講ずるものとし、在院者が申立てをしやすい雰囲気醸成に努めるものとする。

【提言14頁】

- ③ 少年院の長は、在院者または保護者が不服の申立てをするにあたり、その内容を少年院の職員に秘密にするための必要な措置を講ずるものとする。また、少年院の長は、法務大臣および監査官に対する不服の申立ての書面を検査してはならない。

【提言16頁、35頁／刑事収容施設法第169条】

- ④ 少年院の職員は、在院者が不服の申立てをしたことを理由として、その者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

【提言16頁／刑事収容施設法第170条／子どもの権利条約第2条2項、自由権規約第24条、第2条1項、第26条、社会権規約第10条3項、第2条2項、北京ルールズ第2条1項、アフリカ憲章第3条】

- ⑤ 不服の申立てに対して、申立受理機関は、遅滞なく返答しなければならない。

【提言14頁、15頁／子どもの権利条約第37条(d)、少年保護規則第76条】

(1) **不服申立ての制度設計** 「提言」では、「在院者が使いやすく、かつ、違法・不当な制限に対して実効性のある不服申立制度を整備するべきである。」と指摘されているが(35頁)、不服申立て制度は、まさに、在院者にとって使いやすく、かつ、実効性のある制度であることが求められる。すでに、2009年に、「少年院在院者の苦情の申出に関する訓令」(平成21・8・4法務大臣訓令)が発出され、在院者が、法務大臣に対しては書面で、矯正局や矯正管区から監査に赴く監査官に対しては口頭または書面で、自己が受けた処遇に関する苦情の申出ができる制度が始まっている。

刑事収容施設法では、不服申立て制度として、①審査の申請、②事実の申告、③苦情の申出という3種類が設けられている。審査の申請は、一定の施設長の措置について、矯正管区長に申し立てることができる。事実の申告は、職員による暴行、手錠の使用など事行為を対象とした、矯正管区長、法務大臣に対する不服申立てである。苦情の申出は、受刑者の処遇一般に関して、法務大臣、刑事施設の長などに対して行うことができる。制度として

の合理性はあるが、少年には分かりづらい制度であることも事実であろう。

また、不服申立て制度を考える場合、もうひとつの論点がある。条約第37条(d)後段は、「その自由の剝奪の合法性を裁判所または他の権限ある独立のかつ公平な機関において争い、かつ当該訴えに対する迅速な決定を求める権利を有する」と規定し、上級機関（オンブズマンも含めて）に対する自由剝奪の合法性を求める権利のみを規定している。他方、少年保護規則第75条は、「少年はすべて、拘禁施設の長またはその正当な代理者に対して、要望または不服申立てを行う機会を与えられなければならない。」として、施設長に対する「要望」を入れ込んでいる。すなわち、不服申立ての範囲を、一定の自由侵害行為に対する上級機関への異議申立てとして制度設計するか、広く、少年院長に対する処遇に関する要望なども含めて設計するかという問題である。

この点、望ましい方向性としては、不服申立ての範囲を限定することなく間口を広くとって、しかも、申立てを要望と不服申立てに適切に切り分けて処理をすることであろう。

「試案」では次の3点を指摘した。①申立て受理機関は、少年院の長、法務大臣、監査官いずれでも可能とすること、②申立ては書面でも口頭でも可能とすること、③申立権者に保護者を加えることである。

なお、研究会では、不服申立てについては、第三者機関への不服の申立て（オンブズマン制度）を考えるべきではないかという意見があった。少年保護規則第77条は、不服申立て受理機関としてのオンブズマン制度の導入を推奨している。第三者機関としては、先に検討した少年院視察委員会などが考えられるところである。しかし、刑事施設をはじめとする行政機関においてオンブズマン制度が採用されていない現状があること、また、第三者機関は、少年院視察委員会ではよいかなどの検討が必要であることから、「試案」で提言することは差し控えた。ただし、重要な観点であることは間違いないところである。

(2) 不服申立ての留意点について 「提言」では、「新たな不服申立制度の

制定に当たり、秘密申立て及び不利益処分の禁止を法定するとともに、運用上、在院者の発達段階に留意し、不服申立てを行うことが妨げられることなく、これを円滑に行うために必要な援助を適切に受けられるような措置や、制度を利用しやすい雰囲気醸成などに配慮するべきである。」としている(35頁)。「提言」の指摘は重要であることから、「試案」第2項では、不服の申立ての利用方法の周知徹底、在院者が申立てをしやすい雰囲気醸成を明示した。また、「試案」では、不服申立てにおけるその他の留意点として、少年院職員に対する秘密の措置(第3項)、不利益な取扱いの禁止(第4項)、申立受理機関による遅滞のない返答(第5項)を挙げた。

(16) 懲戒における適正手続の保障について

① 懲戒は、在院者の人格の尊厳に配慮し、基本的権利の尊重の意識を涵養するという目的に沿うものでなければならない。

【子どもの権利条約第37条(b)、少年保護規則第66条】

② 少年院の長は、懲戒審査の対象となっている在院者に対し、弁明の機会を与えなければならない。在院者は、直接にまたは代理人を通じて、口頭または書面により、弁明を行うことができる。

【提言35頁／刑事収容施設法第155条／子どもの権利条約第12条、少年保護規則第70条、処遇最低基準規則第27条以下】

③ 少年院の長は、在院者の懲戒がなされた場合、保護者に対して速やかに通知するものとする。

(1) **本条の趣旨** 「提言」では、少年院における懲戒について、「公平かつ適切な実施が求められることから、遵守事項の周知のほか、懲戒の要件や種類を明確にするとともに、弁明の機会を保障する等の規定を整備する必要がある。」と指摘されている(35頁)。少年保護規則第66条は、「懲戒措置および手続について、少年の尊厳を維持し、かつ、正義、自尊、すべての人の基本的権利の尊重の感覚を涵養するという目的に沿うものでなければならない

い。」とする。

刑事収容施設法では「懲罰」であり、少年院法は「懲戒」である。その目的の違いを法文上明示することが必要と考え、「試案」では、その趣旨について、少年保護規則の文言を参考に、「在院者の人格の尊厳に配慮し、基本的権利の尊重の意識を涵養する」とした。

(2) **弁明の機会について** 懲戒手続においては、意見表明権の保障と適正手続の保障とが重要であり、また、両者の要請が重なる場面でもある。「試案」では、懲戒が在院者自身に対する不利益処分である側面を有することから、適正手続保障の観点を重視し、告知と聴聞の機会を付与することを明示する文言とした(第2項)。

また、「試案」は、刑事収容施設法第155条の文言を参照しているが、刑事収容施設法では、「弁解」とされているのに対して、「提言」では「弁明」の用語が用いられている。意見表明権との関係では、自己の行為の正当化を図るというニュアンスのある「弁解」よりも、意見の表明との関連性のある「弁明」の文言が適切と思われたことから、「試案」では「弁明」の用語を用いた。

なお、「提言」では、懲戒の種類については触れられておらず、また、具体的な懲戒の種類の検討が難しいことから、「試案」ではこの点には言及していない。少年院法では、嚴重な訓戒を加えること、成績に対して通常与える点数より減じた点数を与えること、20日を超えない期間、衛生的な単独室で謹慎させることの3つが挙げられている(第8条1項)。ただし、このうち、減点は、基本的権利の尊重の意識を涵養するという先に示した懲戒の目的とは必ずしも合致するものではなく、懲戒としては問題があるように思われる。

4. まとめに代えて

以上、本稿では、少年院法の改正骨子案を示すことによって、子どもの権利条約の精神を少年院法にどのように具体化すべきかを検討してきた。はじめに述べたように、少年院法の改正には、この他、処遇法的側面と管理法的側面とがあるので、本稿は、少年院法の改正の全体を検討したものではない。

少年院在院者の権利は、刑事施設の被収容者の権利とはその性格を異にするものである。しかし、その権利をどのように理解し、どのように条文化すべきかについては、いまだ定説があるとは言い難いのが現状である。一方、わが国は、1994年に、子どもの権利条約に批准しており、本条約が18歳未満の少年を対象とするという問題はあるにせよ、本条約を前提としない少年院法の改正もまたあり得ないと思われる。本稿はこうした状況のなかで、子どもの権利条約をどのように少年院法に反映させるべきかを模索したものである。

子どもの権利条約第4条は、「締約国は、この条約において認められる権利の実現のためのあらゆる適当な立法上、行政上およびその他の措置をとる。」と規定している。この規定は、子どもの権利を具体化する法律などが整備されなければ、實際上、権利を実現することが難しいことから、そのための立法上および行政上の措置をとることを締約国に義務付けたものである。それゆえ、条約上の権利を「尊重し及び確保する」(条約第2条1項)のために、立法的措置を進めることは、子どもの権利条約を批准した国が行うべき義務である。少年院法の改正はこの点で大変意義深いものである。

少年院法は、少年院在院者、少年院の職員そして裁判所が、具体的な問題に直面したときに、その問題解決の基準として立ち戻っていく基本法である。それゆえ、そこには、少年院の処遇全体を貫く基本方針や理念が示されるべきであり、また、個別的な処遇の趣旨が明示されるべきであると思われる。そして、そこに示されるべき理念は、子どもの権利条約に示された理念

と異なるものではないはずである。

- (1) 少年矯正を考える有識者会議提言については、法務省のウェブサイト (<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi06400003.html>) にその全文が掲載されている。
- (2) 前稿でも指摘したところであるが、少年院の収容は26歳未満まで可能である（少年院法第2条5項）。一方、子どもの権利条約における「子ども」は、18歳未満の者である（第1条）。厳密に見れば、子どもの権利条約で示された子どもの権利は18歳未満の者に適用され、18歳以上の者については適用されないという議論もありえよう。ここでは、この点に関して踏み込んだ議論はしないが、本稿は、少年法第1条の精神に基づいて少年院は設置されていることから、少年院在院者すべてに、子どもの権利条約で示された子どもの権利が適用されるという考え方を前提としている。
- (3) 本条は、一般に、「成長発達権」を保障する条文と解されている。成長発達権の意義については、服部朗「成長発達権の生成」法学研究（愛知学院大学）44巻1・2号（2002年）129頁以下参照。
- (4) なお、⑤の例として挙げた、第40条の物品の貸与の規定について、刑事収容施設法の注釈は、本条は衣類等についての官給原則を規定するだけのものであるとしている（林眞琴・北村篤・名取俊也『逐条解説 刑事収容施設法』〔有斐閣、2010年〕133頁）。
- (5) 拙稿「子どもの権利条約からみる少年院在院少年の人権」國學院法學第48巻3号（2010年）54頁以下。
- (6) 芦部信喜『憲法 第3版』（岩波書店、2002年）223頁。
- (7) 永井憲一ほか編『新解説「子どもの権利条約」』（日本評論社、2000年）90頁。
- (8) 裁判所職員総合研修所『少年法実務講義案（改訂版）』（司法協会、2004年）43頁、田宮裕・廣瀬健二編『注釈少年法（第3版）』（有斐閣、2009年）36頁。
- (9) 澤登俊雄・高内寿夫編『少年法の理念』（現代人文社、2010年）347頁以下。